

## 専決処分第9号

### 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年4月21日

高根沢町長 加藤公博

- 1 損害賠償の額 139,861円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事故の概要 令和5年4月7日午後1時頃、高根沢町大字石末535番地18の情報の森地内ハイテクパーク駐車場において、強風で折れた木の枝により相手方車両を破損した。  
その破損に対して損害賠償をする。